



# 四国税理士会報

第457号  
2024.3.10

●発行所 / 四国税理士会  
高松市番町2-7-12  
電話 087(823)2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二  
●編集人 / 秋山 千枝  
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



モネのナイトキャンパス

撮影者 徳島支部 岩佐 誠志

## 主な記事

監査委員経験者との座談会  
広報部ニュース

あなたの暮らしのそばにいる  
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

## 第49回公開研究討論会に参加して

広報部長 秋山 千枝

第49回公開研究討論会が令和5年10月13日、名古屋東急ホテルで開催された。今年度は、東海会が「ライフイベントと税」を、名古屋会が「改正民法等が招いた税理士実務への影響について」をテーマにそれぞれ研究発表された。

初めに東海会から、ライフイベントに着目した研究発表が行われた。人の生涯にはさまざまな出来事があり、これらはライフイベントと呼ばれている。そのいくつかを取り上げ、税制上での取り扱いに合理性があるか、公平といえるものであるかの検討を行っていた。

研究討論会では、財産分与と負動産（まけどうさん）の2本のテーマが発表された。まず初めに、離婚による財産分与において不動産を分与した場合は「財産分与義務の消滅という経済的利益を対価とする譲渡」として譲渡所得課税に対象となる。この譲渡所得課税ということについて理解しがたいのではないかと討論された。

次に負動産について「使用・収益・処分」が見込めず、将来債務がいずれ資産の評価額を上回ることを合理的に見積もることができるもの」と定義し、負動産を諸事情により取得・保有することとなった納税者に課税について相続税と固定資産税により、その負担に対する手当がないか検討した。東海会の研究討論会は、舞台上の演劇と事前の収録動画で構成していた。結果として学びながらとても楽しめた研究討論会であった。

名古屋会においては、ドイツ・ミュンヘン税理士会と友好協定を締結していることから、公開研に合わせて来日していただき、税制の日独比較を討論した。「遺留分制度をめぐる法務と税務の論点」「配偶者居住権をめぐる法務と税務の論点」「遺留分と配偶者居住権の日独比較」の3本の研究討論会を発表した。ドイツにおいても配偶者居住権に相当するものがあるが、相続税の観点から不利になる場合がある。配偶者が居住不動産を相続する場合、相続開始から10年間、自己の居住目的で使用することを条件に完全に非課税となる。この場合、広大な「お城」であろうと面積制限はないが、配偶者に居住建物ではなく居住権を与え、子に居住建物を与えた場合、配偶者には建物の所有権はないため非課税枠を使用できなくなり、所有権のある子も建物を自己使用しないことから居住建物について完全に非課税にはならないと報告があった。

また、ドイツでは税理士は税務行政に高い程度で寄与し、中小企業は重要な相談相手を必要としているため、税理士は社会機能に不可欠な重要インフラとして認識されている。コロナ禍でロックダウンされた際も税理士は外出禁止の措置から除外されたと報告があった。日本の税理士も重要な社会インフラとなり、法令改正の際は、広く政務の問題を発信できることを望む、として発表を締めくくった。

このように東海会、名古屋会のそれぞれの公開討論会の発表は、これからの私の税理士生活及び人生に大きな支えとなった。



## |||| 広報部ニュース |||||

## 愛媛大学での教員養成講座（寄附講座）

丹下 真由美（松山）

令和5年11月7日（火）愛媛大学教育学部初等社会科教育にて、小学校向けの模擬授業をしてきました。約100名の学生の皆さんに小学生になったつもりで講義をうけてもらい、途中、実際に前に出てきてもらってパネルを張ってもらったり、持参した1億円のレプリカを何人かに持ってもらったり走ってもらったりしました。（短距離とはいえ10kgある1億円のケースを持って走れるのは若いだけあるなど。）

小学生向け授業は45分授業に加え、後半に税金クイズをしたのですが、学生さんの反応も割とよくて、こちらもホッとしたところでした。

今回、受講してくれた学生が実際に教師になった時に、少しでも覚えていてくれていたら幸いです。



## 香川大学での寄附講座

秋山 千枝（丸亀）

令和3年度から3年間予定されていた香川大学における日本税理士会連合会「教員養成大学寄附講座」の最終講義が終了いたしました。

将来の租税教育を担う教員の養成を目的として、大学における教育・研究活動の費用を助成する租税教育推進部の所掌の寄附講座です。最終講義は、令和6年2月5日初等社会教育法、小学校免許を取得する教育学部生約80名を対象に日税連の租税教育推進部が作成された「税って何か？」パワーポイント版、税金の歴史を使用して講義をいたしました。

また、最終講義ということで前回の講義と連携し、令和5年10月4日山崎泰志会員による中学校社会科免許を取る教育学部3年生等約25名の時に使用したシミュレーションゲームを再度使用し、アクティブラーニングによるグループディスカッションを行いました。欠席者もいたことから私も学生さんのグループの中に入り一緒に参加しました。とても楽しかったです。

香川大学教員養成大学寄附講座においては、3年間に渡り小学校免許取得する初等教育法及び中学校免許取得する社会科教育法に加え、教科横断的教育内容と教科指導として教職大学院においても講義しました。3年間のご協力並びにご指導して下さった会員の方々本当にありがとうございました。楽しい思い出になりました。



|||| 広報部ニュース |||

## 母校での寄附講座を終えて

氏原 有紀（高知）

令和5年11月14日、私の母校である高知大学の教育学部初等社会科指導法Bの講義内で、租税教育の寄附講座をさせていただきました。

今回は、これから社会で活躍される学生の皆さんに最低限知っておいて欲しい税金の基礎知識についてお話をしました。高知大学に通っていた当時の私にとって、実務家の方の講義は社会をより身近に感じられる貴重な時間でもあったので、受講してくださる学生さん達にも同じように感じていただけたらと思い、少し時間を割いて税理士の仕事内容についてもご紹介させていただきました。

講義時間は90分で、60名弱の学生さんに受講してもらいました。元より人前に立って話すのが苦手なのでかなり緊張しましたが、早口になり過ぎることなく、予定していたペース配分で講義を終えることができました。

ただ、今回使用していた教室が大教室だったため、教壇に立つ自分と学生さん達との間かなりの距離があり、講義内容がきちんと伝わっているかどうか分からず、講義中は終始不安でした。後日、受講していた学生さん達のレポートを拝見したところ、今後子供達に税金について教えられるように更に理解を深めたいと考えている学生さんが数多くいらっしゃったので、大変嬉しかったです。

今回の寄附講座が、受講してくださった皆さんの将来の一助になれば幸いです。



### 認 定 研 修

研修細則第4条の定めにより、下記の団体が実施する研修を認定しましたのでお知らせします。なお、申込等問合せについては、直接、当該団体等をお願いいたします。

申請団体	開催日時	研修場所(受講方法)	研修テーマ	講師	受講料
租税訴訟学会	令和6年 3月30日(土) 13:00~16:30	広島大学 東千田キャンパス 広島大学東千田未来創生センター (広島市中区東千田1丁目1-89)	第1部 固定資産の争い方と課題 第2部 誤謬・疑問判決総ざらえ ~千文の提も蟻の一穴より崩れる~	租税訴訟学会副会長 青山学院大学名誉教授 弁護士 三木 義一 氏 租税訴訟学会会長 中央大学名誉教授 税理士 大淵 博義 氏	一般 5,000円 ※会員 2,000円 (ただし、学生・ 司法修習生は、 1,000円)
全国女性 税理士連盟 西日本支部	令和6年 4月27日(土) 10:00~17:00	広島国際会議場 (平和記念公園内) (広島市中区中島町1番5号)	円滑な次世代への資産承継を考える! 『相続税申告実務上の諸論点』	税理士 笹岡 宏保 氏	一般 8,000円 ※会員 3,000円

※ 会員とは、申請団体の会員をいいます。

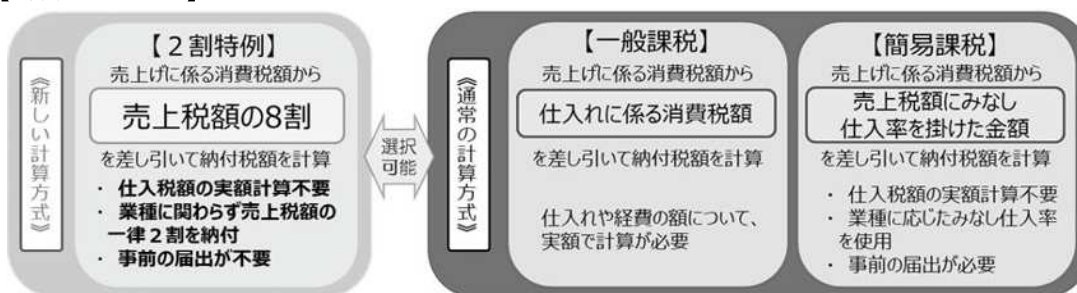
※ 詳細につきましては、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」に掲載しています。

# 税の広場

## 2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）の概要

(1) インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、仕入税額控除の金額を、特別控除税額（課税標準である金額の合計額に対する消費税額から売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の100分の80に相当する金額）とすることができます（いわゆる2割特例）（28改正法附則51の2①②）。

**【計算イメージ】**



(2) 2割特例は、インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方が対象です。

したがって、基準期間における課税売上高が1千万円を超える事業者の方、資本金1千万円以上の新設法人、調整対象固定資産や高額特定資産を取得して仕入税額控除を行った事業者の方等、インボイス発行事業者の登録と関係なく事業者免税点制度の適用を受けないこととなる場合や、課税期間を1カ月又は3カ月に短縮する特例の適用を受ける場合などについては、2割特例の対象とはなりません。

なお、2割特例の適用ができない課税期間の詳細については、インボイスQ&A《2割特例の適用ができない課税期間①》及び《2割特例の適用ができない課税期間②》を参照してください。

(注1) 「基準期間」とは、個人事業者の場合はその年の前々年、事業年度が1年である法人の場合はその事業年度の前々事業年度のことをいいます。

(注2) 「事業者免税点制度」とは、基準期間における課税売上高が1千万円以下であることにより事業者の納税義務が免除される制度のことをいいます（消法9①）。これにより、納税義務が免除される事業者を免税事業者といいます。

(3) 2割特例を適用できる期間は、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間となります。

(4) 2割特例の適用に当たっては、事前の届出は必要なく、消費税の申告時に消費税の確定申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます（28改正法附則51の2③）。

また、2割特例を適用して申告した翌課税期間において継続して2割特例を適用しなければならないといった制限はなく、課税期間ごとに2割特例を適用して申告するか否かについて判断することができます。

出展：国税庁ホームページ/刊行物等/2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）の概要  
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/01.htm>



義経騎馬像

森 剛志  
(徳島)

近年、大河ドラマ「鎌倉殿の十三人」や司馬遼太郎の小説「義経」の影響もあり、源平ゆかりの地巡りをしています。一ノ谷の戦いの舞台である須磨エリア、最後の源平合戦の舞台となった壇ノ浦古戦場、平家落人伝説のある祖谷のかずら橋などなど…

そんなこともあって、先日、知る人ぞ知る義経騎馬像を見に行きました。騎馬像は徳島県小松島市の旗山の山頂にあり、平家討伐のため、義経が元暦2年（1185年）摂津より阿波の勝浦へ上陸し、旗山に源氏の旗印である白旗をたて、士気を高めたことに由来して建立されています。山といっても標高約20メートルの小高い丘ですが、小松島市が一望できます。騎馬像は全長6.7m、幅4.4m、奥行き2.15m、重さ5.5tあり、日本一大きい騎馬像とのことで、その大きさに圧倒されるとともに、騎馬像の周囲には白旗がなびき、鎌倉武士の勇ましさを垣間見ることができます。夜間はライトアップされています。国道55号線沿いから車でも見ることもできますが、後ろ向きにしか見えません（国道沿いが正面になるよう置いたほうがよかったのでは…）ので、山頂まで登り、正面から見るのがおすすめです。

歴史的背景、騎馬像とも素晴らしいですが、駐車場が整備されていない、旗山のふもとにある史跡の石碑が一部読めない、旗山周辺に



お店がないなど、観光地として整備されているとは言い難いようです。訪れた時は私以外誰もおらず、周囲には草木が鬱蒼と生い茂っており、物寂しい雰囲気が出て少し残念でした。

旗山の騎馬像のように、素晴らしいものであるにもかかわらず、うまく生かしていないものが徳島には多くあるのではないかと、地域活性化のために自分にできることはなにか、そんなことをいろいろと考えながら帰路につきました。

次回は源平合戦の一つ屋島の戦いの舞台、屋島へ訪れたいと思います。



いつか広島の自由席で

檜垣 貴雅  
(今治)

永らく広島東洋カープファンであったものの、初めての公式戦観戦は大学生の頃。指導教官に誘っていただいた前田健太が初勝利をあげた旧広島市民球場の試合だった。内野席だったのだが、やはり伝統のスクワットに混ざりたいと、外野自由席に移動してカンフーバットを振りかざし、汗だくになって選手の応援歌やチャンステーマを声高らかに叫んだものだ。当時は観客もまばらで、席の移動についてもおおらかな時代だった。

東京で就職した際には、神宮球場、東京ドーム、横浜スタジアムの各球場を妻と巡った。最初の頃は3連戦の初戦にぼろ負けしたのが悔しくて、妻と、「勝つまで通うぞ!」と急遽3連戦を自由席でハマスタに通い詰めたこともあった(結局3連敗してしまったが)。その後、カープ女子という言葉が流行り、大きくなるファンの声を背に3連覇へ。指定席は

シーズン開始からほぼ完売。増えた指定席のあおりで自由席が減り、カープファンとしてうれしい反面、ふらっと立ち寄れる気軽さがなくなり少し寂しい気持ち。旧市民球場も新球場となり、バーベキューができたり寝ながら試合が見れたりとは色々なスタイルの席が増えたが、自由席や応援席の数が限られてしまった。必要だとは思いつつも、自由席で楽しんでいた人にとっては少し複雑な気分。

最近、とみに自由席が減った気がする。自由席であるものの某遊園地ではファストパス、エクスプレスパスが登場。昨年末の新幹線のぞみ年末年始の全席指定席は衝撃であった。東京に住んでいた頃は、東京駅から四国に帰る際には待てば始発で座れるので、自由席には大変お世話になったものだ。遊園地の待ち時間で生まれるなにかもあつただろう(同じくらい壊れるなにかもあつたかもしれないが)。

混雑緩和、プレミアム感、チケット転売防止、追跡可能性。理由は様々あるだろう。過渡期だからこそ両極端なのだろうか。最近産まれた息子が大きくなった時にはどうなっているのだろうか。三崎港から佐賀関に出張移動するフェリーの自由席で、海を見ながらいつかここも指定席になるのかも、などとそんなことを思った今日この頃。

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。3月(会報発行日以降)~5月の相談日等は下記のとおりです。

県	場所	相談日時	科目	担当者	
香川	税理士会館2F	4/11(木)	13時~17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		3/14(木)・5/9(木)		資産税	岡田 隆行
愛媛	愛媛県税理士会館	4/5(金)・5/10(金)	13時 ~16時30分	法人税 消費税 所得税	大川 正純
		4/19(金)・5/10(金)		資産税	潮見 秀孝
		3/15(金)・4/5(金)・5/17(金)			池田 康廣
徳島	県連事務局	3/22(金)・4/5(金)・4/12(金) 5/10(金)・5/24(金)	13時~16時	資産税	坂野 哲也
高知	県連事務局	4/3(水)・5/8(水)	13時~16時	法人税 消費税	三本 聖典
		4/17(水)・5/15(水)		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00~11:45、13:00~14:45 TEL 03-3492-6016)



# 四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

## 報酬口座振替システム

### ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき <b>2,000円</b>
委託手数料	請求1件につき <b>110円</b>

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

### 簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・  
消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中or新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

## 口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

### ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	<b>7,500円+35円×請求口座数</b>
100口座以上の場合	<b>110円×請求口座数</b>

### ご利用例

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	<b>8,550円</b>	<b>285円</b>
50	<b>9,250円</b>	<b>185円</b>

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまによくご利用いただいています!



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者  
**四国税理士共済会**  
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号  
TEL(087)823-2515

お問合せ先  
〔委託先会社〕  
**NSS 日本システム収納株式会社**  
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル  
TEL:06-6386-8526



新規お問合せ専用フリーダイヤル

**0120-700-676**  
フリーダイヤル (平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

検索